

令和3年 第10回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和3年10月19日 午後6時30分			
開会日時	令和3年10月19日 午後6時30分			
閉会日時	令和3年10月19日 午後7時12分			
開催場所	ふじみ野市役所第二庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝 倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出	教育部長 皆川恒晴 出 主幹兼大井中央公民館長 内田徳子 出
	2	塩野 好一	出	教育総務課長 工藤 淳 出 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 高崎直成 出
	3	丸山 昇	出	学校教育課長 清水篤史 出 主幹兼あおぞら学校給食センター所長 大高修一 出
	4	茂井万里絵	出	学校給食課長 桑子恵美 出
			社会教育課長 永倉秀雄 出	
書記	教育総務課副課長 篠澤 亮	傍聴人数	0人	
会 議 概 要				
議 事 等				
第33号議案	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負担に関する規則を定めることについて（可決）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立上野台小学校増設職員室賃借業務プロポーザル選定委員会設置規程を廃止することについて）（承認）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて）（承認）			
報告事項	専決処理に関する報告について（ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて）（承認）			
(18時30分)	○開会の宣告			
教育長	ただ今から、令和3年第10回定例教育委員会会議を開催いたします。			
	○会議録の承認			
教育長	まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。			
	事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございま			

<p>各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>すか。</p> <p>(確認事項なし)</p> <p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。後ほど、委員の皆様のお署名をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>それでは、私から、何点か報告させていただきます。</p> <p>2学期が始まりまして、2回目の教育委員会会議となりますが、前回に引き続いて、本市の児童生徒の新型コロナウイルス感染状況については、感染防止の徹底が図られておりまして、新規の感染者・濃厚接触者等一切おりません。引き続き感染対策を徹底してまいりたいと思います。</p> <p>なお、ここにきてようやく、いくつかの小学校で運動会が学年を分散する形で行っております。10月に入りまして、亀久保小学校・上野台小学校で行われ、今月末には元福小学校で行われます。なかなか、委員の皆様にはお声がけできず申し訳ありませんが、来賓の数を減らしての実施ということでございますので、この点につきましては御容赦くださいますようお願いいたします。また、学校給食配膳員に感染者が出てしまいました。この件につきまして、後ほど学校給食課から経緯について報告をさせていただきます。そのほか、図書館・公民館等を含めまして、感染対策を徹底しておりますので、特にそこでの感染者は出ておりません。</p> <p>以上、私から、何点かの御報告をさせていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議にあらかじめ提案させていただいた議事の件数は、議案1件、報告事項3件です。</p>
<p>教育長</p>	<p>○提案理由の説明</p>

<p>教育部長</p>	<p>それでは、教育部長から議案1件の提案理由の説明をお願いします。 (提案理由を説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>○第33号議案</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、第33号議案「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害 共済給付に係る保護者負担に関する規則を定めることについて」を議題と いたします。議案の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る保護者負 担に関する規則を定めることについて御説明いたします。</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害救済給付制度は、学校の 管理下における児童生徒の怪我等に対して医療費等の支給を行うものです。 掛金については、市と保護者が折半して払っておりますが、要保護及び準 要保護児童生徒の保護者については、経済的な理由により市が負担をして おります。その場合について、当センターが国からの補助を受け、共済掛 金の一部を返還していただいております。</p> <p>今回、当センターより、共済掛金の返還を受けるにあたり、保護者負担 額等が記載された規則等を定めていることが必要であるとの通知があり ました。</p> <p>つきましては、要保護・準要保護児童生徒共済掛金の返還を適正なかた ちで受けるため、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2 条第1項第2号の規定に基づき、提出するものでございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これは、今でも返金をしておりましたが、恐らく国の会計検査の関係で、 規則を定めたくえで返金手続きを行うよう指摘があったものと思います。</p> <p>それでは第33号議案について、各委員の皆様から御質問がございまし たらお願いします。</p>
<p>丸山委員</p>	<p>当然の事だと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ほかに御質問がないようですので、お諮りします。</p>
<p>各委員</p>	<p>第33号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(全員賛成)</p>

教育長	<p>賛成総員と認め、第33号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
教育長	<p>○報告事項</p> <p>次に「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立上野台小学校増設職員室賃借業務プロポーザル選定委員会設置規程を廃止することについて）」教育総務課長より報告をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>専決処理により廃止しました、ふじみ野市立上野台小学校増設職員室賃借業務プロポーザル選定委員会設置規程について御説明いたします。</p> <p>上野台小学校の職員室は、職員数に対し十分な広さが確保できていないことや、教職員の増員が見込まれていることから、職員室を増設し、来年4月1日から使用できるよう進めてまいりました。</p> <p>今年度中に建築、来年度当初から使用開始という非常にタイトなスケジュールであるため、設計・施工・施工監理の3つをまとめて行うこととしました。業者決定に当たっては、業者からの提案書やプレゼンで最も優秀な者を契約候補者とするプロポーザル方式としました。業者選定の審査を厳正かつ公平に行うためプロポーザル選定委員会設置規程を制定したところでございます。</p> <p>そして、業者4社を指名し、そのうち大和リース株式会社さいたま支店と日成ビルド工業株式会社埼玉支店の2社から提案書が提出されました。</p> <p>選定委員会において、業者のプレゼン及びヒアリングを実施し、選定委員7名による審査・採点の結果、大和リース株式会社さいたま支店を契約候補者とし、8月31日契約を締結したところでございます。</p> <p>以上のとおり、プロポーザル選定委員による厳正かつ公平な審査及び業者選定が終了しましたので、10月5日をもって教育長の専決処理にて廃止といたしました。</p> <p>専決処理とした理由については、ただ今申し上げましたとおり、プロポーザル選定委員会における審査・採点事務が終了し、選定委員会に係る目的が達成されたことから設置規程を廃止するもので、教育委員会における議論の余地がないものと判断したものでございます。</p> <p>なお、契約金額は、5年間のリース契約で3,256万円です。現在、地盤調査が終了し、12月から基礎工事が始まり、今年度中に完成する予</p>

<p>教育長</p>	<p>定でございます。</p> <p>説明は以上です。よろしく申し上げます。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○報告事項</p> <p>次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則の一部を改正することについて）」学校教育課長より報告をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則の一部を改正することについて、御説明いたします。令和3年第3回ふじみ野市議会定例会において、「ふじみ野市職員のサービスの宣誓に関する条例」の一部が改正されたことに伴い、「ふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例」が「職員のサービスの宣誓に関する条例」に一本化されました。これにより「ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則」第5条中「ふじみ野市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の定めるところにより」とあるものを、「職員のサービスの宣誓に関する条例の定めるところにより」に、遅滞なく改正する必要があります。</p> <p>そのため、資料にある「ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則の一部を改正する規則」を令和3年9月30日付けで専決処理し、令和3年10月6日付けで公布いたしました。</p> <p>また、現在、国の方針により、押印廃止が進められており、本市教育委員会においても、押印廃止に伴う様式の見直しを進めております。そのため、今回の改正の際に、「ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則」で定められている様式についても、資料のとおり、本人印を廃止いたしました。</p> <p>「ふじみ野市立小・中学校職員サービス規則の一部を改正する規則」の施行</p>

	<p>日については、サービスの宣誓に係る第1条が、公布の日である令和3年10月6日となり、様式の改正に係る第2条が、令和4年1月1日となります。報告事項は以上です。</p>
教育長	<p>具体的に押印廃止の部分で、この資料のどの部分が押印廃止にかかわるところですか。</p>
学校教育課長	<p>例えば年休簿です。</p>
丸山委員	<p>逆に押印をしなければならないのは、何ですか。出勤簿は押印が必要ですか。</p>
学校教育課長	<p>現在のところ、出勤簿に押印は必要となります。</p>
丸山委員	<p>出勤簿は必要ですね。それ以外の届け出等については、押印は必要ないということですね。</p>
学校教育課長	<p>基本的に、自署で済むところについては、押印が必要ないということとなります。</p>
丸山委員	<p>ふじみ野市で押印が必要なのは、出勤簿だけということですね。</p>
学校教育課長	<p>学校の書類の中で、保護者確認がどうしても必要なものは押印をすることとなります。</p>
教育長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
教育長	<p>御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
教育長	<p>それでは、報告の内容のとおり了承いたします。</p>
	<p>○報告事項</p>
教育長	<p>次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて）」学校給食課長より報告をお願いします。</p>
学校給食課長	<p>ふじみ野市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて御説明いたします。本市の小・中学校では、新型コロナウイルス感染症の拡大措置として8月末1週間の臨時休業及び9月は1日置き分散登校の措置が取られましたことにより、給食の回数も、小学校では2</p>

3回から11回に、そして中学校が21回から13回に大幅に減る結果となりました。

学校給食費は、毎月の給食回数は異なりますが、年間をとおして児童生徒へ還元するという考え方で、保護者様からは月額定額で頂いています。

しかし、このように半分近くまで喫食回数が減ってしまいますと、給食費も減額をせざるを得ないであろうということになりまして、今回給食費の月額を減額することができるという条項を新たに追加するという形で改正をさせていただきました。

改正のポイントは

- ① 市内全ての学校が臨時休業や分散登校を行った場合という、かなり限定した条件のもとにかぎり適用できる条項としたこと
- ② 減額の積算は、1食単価×変更後の喫食回数をかけた金額とすることとした点です。

これによりまして、9月分の給食費は、小学校が月額4,300円のところ2,728円に、中学校は5,100円のところ3,900円となりました。

なお、本規則は9月22日付で専決処分により改正させていただき、9月分の口座振替日である30日までには、保護者様へ給食費の変更に関するお知らせを配付しましたが、これまでのところ特に御意見等は頂いておりません。報告は以上です。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

丸山委員

1点目、非常に血の通ったお考えで、市民としてうれしく思います。2点目、減額幅が大きいじゃないですか。それでも通常の学校給食が対応できるということによろしいですか。

学校給食課長

給食は、いただきました給食費の中で、食材を買うということが大原則として運営させていただいております。今回、分散登校ということで、ぴったりの数で発注ができなかったものもございますので、少しはみ出てしまう部分があるやもしれませんが、そのあたりはうまく調整しながら年度末まで乗り切ってまいりたい、栄養士とも相談して献立等で調整を図りながら、やりくりをさせていただきます。

丸山委員	所沢では、自校給食がいくつかあるんですよ。そこは各学校での会計となります。こういうことがありますと年間で予定している金額が集まらないじゃないですか。あと、未納の問題もあるじゃないですか。そうしたことで、非常に厳しくなるので、そこは大丈夫かと思ひまして。
学校給食課長	未納対策は、かねてより強化して、職員一同で取り組んでいるところがございます。負担の公平性ということを御説明しながら、今後も取り組んでまいりたいと考えます。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(なし)
教育長	御質問がないようですので、報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
教育長	以上で、議案及び報告事項の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いいたします。
	(各課長から報告)
	ありがとうございます。
教育長	○次回の日程等
	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。
	今回は、令和3年11月16日(火)午後6時30分から、会場は市役所第二庁舎3階B301会議室を予定しております。
	なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。

教育長	○閉会の宣告 以上で、令和3年第10回定例教育委員会会議を閉会いたします。ありがとうございました。
(19時12分)	